

令和8年第3回臨時会

大 江 町 議 会 会 議 録

令和8年	6月30日	開会
令和8年	6月30日	閉会

大 江 町 議 会

令和8年第3回大江町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（6月30日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定	5
○行政報告	6
○議第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○閉会の宣告	18
○署名議員	19

大江町告示第 4 4 号

令和 8 年第 3 回大江町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

大江町長 松 田 清 隆

1 日 時 令和 8 年 6 月 3 0 日 午前 1 0 時

2 場 所 大江町議会議場

3 附議事件

- ・ 令和 8 年度大江町防災行政無線更新工事請負契約の締結について
- ・ 財産の取得について（避難所生活環境改善備品）
- ・ 財産の取得について（緊急給電車両）

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

不応招議員（なし）

令和 8 年第 3 回大江町議会臨時会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 3 0 日（火）午前 1 0 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 議第 5 1 号 令和 8 年度大江町防災行政無線更新工事請負契約の締結について

日程第 5 議第 5 2 号 財産の取得について（避難所生活環境改善備品）

日程第 6 議第 5 3 号 財産の取得について（緊急給電車両）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊地英幸君	２番	廣野秀樹君
３番	大沼清人君	４番	菊地邦弘君
５番	藤野広美君	６番	櫻井和彦君
７番	安食幸治君	８番	関野幸一君
９番	伊藤慎一郎君	１０番	土田勵一君
１１番	宇津江雅人君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	菅野光昭君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	櫻井洋志君
税務町民課長	伊藤修君	健康福祉課長	岡田照彦君
農林課長	阿部美代子君	建設水道課長	伊藤和幸君
教育文化課長	金子冬樹君	会計管理者 兼出納室長	伊藤修君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西田正広君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	庄司由利君
--------	-------	------------------------	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから令和8年第3回大江町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第127条の規定により、

1 番 菊 地 英 幸 君

2 番 廣 野 秀 樹 君

を指名します。

◎会期決定

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員会での協議に基づき、本日1日間にしたいと思い

ます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎行政報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

私のほうから行政報告として、町内の温泉施設の改修について 2 点、ご報告を申し上げます。

1 点目は、テルメ柏陵健康温泉館のぬくもりの湯に係る電気系統の改修であります。

5 月 12 日の臨時議会で状況についてはご説明をさせていただきましたが、その後、5 月 26 日に請負業者が決まり、ボイラー設置工事と同じく升川建設株式会社が施工することとなりました。

工程等の打合せを請負者側と進めてきた結果、資材の調達等にめどが付きましましたので、工事としては 9 月下旬からぬくもりの湯浴室内に足場を組み、20 日間程度の工事を実施することになりました。この間は、全館休館の対応となりますので、詳細なスケジュールが決まり次第、利用者の皆様にはお知らせをしてまいります。

なお、昨今の中東情勢の影響から、工事の進捗について不安定な状況が続いております。資材の確保に遅れが生じるなど不測の事態も考えられますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思います。

また、この休館に合わせまして、6 月定例会でご可決をいただきましたボイラーの設置工事につきましても、館内で先行して施工できる部分から工事に着手したいと考えております。この部分については、先般 1 か月程度の休館が必要ではないかとお知らせをしているところではありますが、先ほどの工事と併せて可能な限り短縮できるよう努めていくことにしております。

2点目は、柳川温泉の岩風呂についてであります。

3月14日に、岩風呂浴室内のはりの部分が下がってきているという状況が確認されました。はりにひびが入った状態となっていたことから、当日のうちに応急的な対応として、2本の柱で補強をしております。その後、現場の状況を注視しながら対応を検討してきたところですが、抜本的な対策を講じるには詳細な調査が必要という結論に至りました。

現在の状況に関しては、柱の補強で保たれているものだというふうに考えられますので、さらなる悪化については避けられております。

今後、数日間の休館をさせていただき、詳細な調査を行い、その結果をもって設計及び改修工事を進めていきたいと考えております。

なお、調査に係る予算につきましては、予備費のほうで対応をしており、調査結果次第、その後の設計及び改修工事の予算計上時期を判断してまいりたいと考えております。

この工事の規模がどの程度になるのか、現時点では全く分からないため、定休日のみで対応できるのか、臨時的に休館が必要となるかは予想できませんが、今後、状況が進んでいく中で、利用者の皆様に、この部分については周知を申し上げていきたいと考えています。

利用者の皆様には、改修工事が完了するまでの間、引き続きご不便をおかけすることになりますが、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） これで行政報告を終わります。

お諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

よって、事前に配付されている議案の朗読は省略いたします。

◎議第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第4、議第51号 令和8年度大江町防災行政無線更新工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第51号 令和8年度大江町防災行政無線更新工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本工事につきましては、去る2月18日の全員協議会で概要をご説明しておりますが、2か年にわたる工事期間となるため、令和9年度までの債務負担行為を設定しております。

6月10日に実施したプロポーザル方式での審査会を経て、山形市平清水一丁目1番75号、山形パナソニック株式会社、代表取締役清野寿啓を随意契約締結の相手方として選定をしたところであります。

消費税を含む2億6,400万円で工事請負契約を締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案をさせていただくものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第51号についてご説明いたします。

現在の防災行政無線は、平成29年4月から稼働しておりますが、MCA方式と呼ばれる無線システムのサービスが令和11年5月末をもって終了することに備え、設備更新に向け昨年度に設計業務を行ったところです。

工事契約方式の検討に当たりましては、システムによって特徴や優位性、価格等も異なり、業者によってサポート体制の充実度なども異なることが予想されました。したがって、土木一式工事のように画一的な設計、仕様を定めて入札、価格競争に付することは困難であるため、プロポーザル方式での企画提案を求め、価格だけでなく提案内容や業者の実績、信頼性、サポート体制等を総合的に評価した上で、契約相手方を選定する方法が望ましいとの判断に至りました。

本町に入札参加指名願が提出されている業者のうち、県内自治体での同種の工事の受注実績がある5者を指名し、審査会への参加を求めたところ、2者から参加の意思表示がありました。しかしながら、企画提案書の提出期限直前になって、うち1者から辞退届が提出されたため、結果的に1者のみの参加となりました。

そのため、当該業者が契約相手方として適格であるかという視点での審査会となりましたが、審査会実施要領に定める基準を満たしており、工事の確実な履行が可能と判断したものの

であります。

なお、当該業者は、現在の防災行政無線を整備した際の請負業者であり、現場状況等にも精通していることから、スムーズな工事の進捗が期待できます。

資料１－１の工程表をご覧ください。

本年度は、システムの確立と機器の製作、部材発注が主になり、設置工事を経て、令和９年10月から仮運用を開始し、令和10年４月からの本格運用を目指します。

資料１－２がシステムの概要になります。

現行システムと比較して汎用性が高くなっており、様々な機能とサービスを利用できる環境が整うことになります。全ての機能を利用することは困難ではありますが、町の公式LINEなど登録していただくことによって受けられる情報やサービスが広がりますので、より多くの方にご利用いただけるよう、様々な機会を捉えて周知を図ってまいります。

なお、契約相手方の山形パナソニック株式会社とは、令和８年６月24日付で仮契約を締結しております。

詳細説明は以上になります。

○議長（宇津江雅人君） 議第51号の質疑を行います。

５番、藤野広美君。

○５番（藤野広美君） ５番、藤野です。

先ほどの説明の中で、パナソニックは現在の締結者でもあるということで、サポート体制がいいだろうという説明がありましたけれども、どのようなところがまずサポート体制がよいというふうに考えたのかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

平成29年からこの無線を使ってから、やはり当初はスピーカーの音が聞こえづらいとか、様々な意見、苦情もあったことも事実であります。その際も、すぐ数時間のうちに役場、町に来まして、対処してもらえというようなことで、そういった体制は万全であるというふうに思っているところです。

○議長（宇津江雅人君） ５番、藤野広美君。

○５番（藤野広美君） 資料１－２からお願いしたいんですけども、６月の定例会で私、質問申し上げた際に、町長は、広域から流れてくる内容がそのまま防災無線から流れるようにならないか検討しているという答弁をいただきました。寒河江市、河北町では、現場に職員

が行ってパソコンで打った内容で流れる。そして、人の声に近い音声になっているということでしたが、今回はどちらの採用になっているのかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

消防本部からの指令についても、このシステムが更新されることによって、流すことは可能になります。加えまして、現場のほうでも職員がスマホなりパソコン、タブレットを使って火災の情報とかを入力しますと、それが町内全域あるいは一部の地域に情報を流すことも可能になるというふうことであります。

○議長（宇津江雅人君） 5 番、藤野広美君。

○5 番（藤野広美君） ありがとうございます。

資料 1－2 の 2 枚目ですけれども、基本機能①の中に、ファクス送信機能とか、その次の 3 枚目、基本機能②の中に受信確認・アンケート、あと多国語対応、13 か国対応とかとありますけれども、この機能は、果たしてこれが必要だったのかというふうな思いもありますけれども、その辺はどうか。

あと、この機能をいざ火災とか緊急時に、中で職員が対応することがあるかどうかも含めて、町民がこれを使えるのかというふうな疑問も少々あるので、そこの回答をお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 資料にありますとおり、かなり使えるオプション的なものがあります。こういったものが扱える環境は整っているというふうなことであります。

その中で、ファクス送信機能でありますが、こちらは、登録してもらえれば送ることが可能というふうなことになります。

それと、3 ページ目の受信確認・アンケート機能でありますが、こちらは職員向けというイメージです。災害発生時に、職員にこちらのほうに参集できますかといった、そういったことを確認する機能でありまして、こちらは町民向けの機能ではないというふうに考えております。

あと、様々な機能がありますけれども、正直、説明でも申し上げましたとおり、全ての機能を使うのは難しいかと思いますが、ぜひせっかくの設備でありますので、より多くの町民の方から利用していただいて、情報やサービスを受け取る環境を整えていただきたいというふうに思っているところです。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 3番、大沼です。

当初の今年度の予算ということで、行政無線更新事業費1億2,400万ということは、今年度計上されておりますので、てっきりこれで済むのかなと思いましたが、2億6,400万という非常に高額な予算規模になっているんですけれども、まず第一に、この2億、この金額ですね。2億6,400万、この内訳。これがハードの費用、ソフト初期費用、あとクラウド設定費用等々に分かれると思うんですけれども、そうした場合、この10年間、例えば来年、10年度稼働だったらば、10年以降で初期投資も含めてランニングコストは一体どういうふうになっているかというのは、これが全く私、分かりませんので、説明してください。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 工事費であります、令和8年度に計上している金額につきましては、前払い金相当分というようなことで計上しております。令和9年度に債務負担行為を設定しておりますので、それを足しますと、この契約額を当然上回っているということになります。

それと、工事の内訳でありますけれども、本当の概算になりますけれども、トータルで2億6,400万のうち、約3分の2がこの機器の製作、システム本体に係る部分が約3分の2であります。そのほか、子局、スピーカーの入替え工事でありますとか、旧システムの撤去費用等々になります。

ランニングコストでありますけれども、今現在のシステムの年間の保守費用が約570万ほどであります。それが今回更新することによって、保守管理費用は大幅に少なくなります。ただ、この携帯各会社との通信料というものが発生しますので、その分含めると、若干今の570万よりは高くなりますけれども、資料にもありますとおり、これまではサーバー型であります、こちらを更新する費用がほぼ必要なくなると思いますので、トータル的には確実に、今のシステムよりは経費は少なくなるというふうに見込んでいるところです。

○議長（宇津江雅人君） 3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 今のシステムより相当節約できるというお話だったと思うんですけれども、ちょっと私、危惧しますのは、例えば大規模災害時の場合、基地キャリアのこれは、基地電話網を活用したクラウド防災システムということなんですけれども、広域キャリアの基地局が、例えば広域停電でダウンした場合、45の屋外拡声器を確実に鳴らすための代替手段、これはどう考えているんでしょうか。お答えください。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 現在のシステムがいわゆる独自のネットワークのものでありますけれども、これが各携帯会社のキャリアのＩＰ網に代わるというようなことであります。

今、大沼議員、おっしゃるとおり、その携帯電話の通信網も遮断された場合の対応については、正直、なかなか難しいかと思うんですけれども、令和６年元日の能登半島地震のときにも、うちの町のような独自のネットワークで整備している自治体と、あとは携帯会社の、今回の更新でしようとしているものと分かれていたようでして、やはり携帯会社のキャリアを採用しているところについては、すぐ復旧が迅速に進んだというふうに聞いております。一方で、独自のネットワークについては、数か月間不通のままということがありますので、明らかに今までよりも復旧の速度は速くなるのではないかというふうに思っているところで

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○３番（大沼清人君） 課長、ありがとうございます。

最後の質問なんですけれども、これで戸別の受信機についてお尋ねします。

藤野議員とちょっとかぶりますけれども、これ、１００個というふうに書いてあります。ただ、現状、本町は大体２，４００戸ぐらいの世帯数があると思うんですけれども、そのうち、例えば独居老人ですとか、非常に障害を抱えていらっしゃる家庭ですとか、これは１００個には到底足りないと思うんですけれども。これは、この１００個というのは、どういうところから１００個としたんでしょうか。これは十分とお考えか。そこだけ確認いたします。

○議長（宇津江雅人君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 戸別受信機については、最大１００で見込んでおりますが、現在の数値が約９０ほどであります。内訳といたしまして、木の沢地区については全ての世帯が戸別受信機を設置しております。あと、これまでですと、１区、２区の水害が多い地域については独自に設置をしておりました。このほか、子局が設置されていない小清でありますとか、中沢口、そちらで約５０から６０でありました。そのほか、公共施設、役場の各課にもありますし、あるいは中央公民館でありますとか、あとは大山のコテージにもそれぞれ１個あります。こちらが約３４ほどありまして、今現在９１というようなことでありますが、議員おっしゃったような独り暮らし世帯等については、設置はしておりません。やはりそういったところにつきましては、このシステムに登録していただくことによって、音声のほかにも様々な紙媒体とかでありますとか、そういったものでも周知がなりますので、そういった面については、

そういった個別の対応をしていきたいというふうに思っているところです。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第51号 令和8年度大江町防災行政無線更新工事請負契約の締結について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第5、議第52号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第52号 財産の取得についてご説明いたします。

本議案は、地域未来交付金を活用した国庫補助事業で、令和7年度からの繰越事業となります。

災害発生時における避難所での生活環境改善に資する備品を取得しようとするもので、去る6月9日に指名業者5者による入札を行った結果、山形市印役町五丁目7番4号、日本防災工業株式会社山形営業所、所長渡辺秀人が落札いたしました。

消費税を含む1,100万円で物品納入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案をさせていただくものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第52号についてご説明いたします。

町長説明にもありましたとおり、補助率2分の1の地域未来交付金を活用して、避難所で
の生活環境を改善するための備品を購入するもので、品名及び数量は資料2に記載のとおり
であります。

納入期限は令和8年11月30日としています。

また、補助残についても80%の特別交付税措置が見込める非常に有利な事業であることか
ら、令和7年度中に事業採択に向けて手続を進めていたものです。

なお、この事業の趣旨として、避難場所での使用に限らず、他の用途での日常的な使用も
認められています。したがって、ワンタッチテントや野外投光器などは、イベント等でも活
用できますので、可能な限り有効活用を図っていきたいと考えています。

契約相手方の日本防災工業株式会社山形営業所とは、令和8年6月12日付で仮契約を締結
しております。

詳細説明は以上になります。

○議長（宇津江雅人君） 議第52号の質疑を行います。

ありませんか。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

町内には防災倉庫、たくさんあると思いますけれども、この数、かなり多いようですが、
それぞれ収納する箇所等は決まっているのか、あと、きちんと収まる、収納するというふう
になるのかも伺います。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

今現在、町内に防災倉庫は9か所あります。今回買おうとする備品につきましては、かな
り量も多いですし、大きなものがありますので、今の9か所の防災倉庫には収まらないとい
うふうに考えております。今の防災倉庫については、あくまでも食料とか水とか医薬品等の
保管場所というふうに考えておりまして、今回買おうとするものにつきましては、当面は旧
七軒東小学校に置かせていただいて、有事の際には、そこから各避難所に運ぶという想定を
しているところです。

○議長（宇津江雅人君） 5 番、藤野広美君。

○5 番（藤野広美君） ありがとうございます。

災害等は起きてはほしくないというふうには思いますけれども、ここのワンタッチテント、折り畳み簡易ベッド等は、職員の方が1回開いてみて、準備できるかどうかということも必要ではないかというふうに思いますけれども、その辺はどのように考えていますか。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） おっしゃるとおり、簡易ベッドといっても、かなり最初は難しいかと思うので、そこは職員のほうの研修会などを今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

8 番、関野幸一君。

○8 番（関野幸一君） 8 番、関野です。

ただいま課長の説明で、藤野議員の質問に対して、七軒の東小学校に当面は保管するということでありますけれども、実際問題、大江町では、人が多くいるところは左沢地区であります。もし万が一災害があったときに、そこまでわざわざ取りに行行って持ってくる。それも、これだけの量になると、相当数の運搬するための車両等が必要になってくると思います。

もしこれを保管するのであれば、左沢地区内の、やはりすぐに取り出せる、持ってこられる、そういうところを確保して、この避難のやっぱり備品を置くべきだと思うんですけども、その辺に関しては考えていなかったのでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

やはりおっしゃるとおり、町場にそういった防災倉庫的なものがあるとベストだというふうに思います。こうした防災倉庫の建設についての補助制度もあると思いますので、ぜひそういったものも並行して考えたいと思いますが、当面は、小学校の統合が予定されております。どちらかの学校が遊休施設になることも想定されますので、そちらの両てんびんになるというと思いますか、そこら辺を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 8 番、関野幸一君。

○8 番（関野幸一君） 課長の説明の中で、有利な補助制度があったということでの購入になったと思いますけれども、鶏が先か、卵が先ではありませんけれども、しっかりと保管する防災倉庫などを確保する、その後に、こういうものを購入するというのであれば分かります

けれども、まず買って、まず空いている学校に入れて、後は当面どういうふうにするかということじゃなくて、来年度に防災倉庫を造るなり、やはりそういうものをきちんとするということの計画性を持って、こういうことは当たってもらいたいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） そのとおりかと思います。

今回の予算につきましては、3月の補正予算に計上させていただいて、国の補正予算でもあるわけです。正直、担当としても、これ、認められるのが難しいと思っております、その辺、見込み甘かったんですが、やはり防災倉庫についても補助制度があるかと思っております、そちら町の持ち出しとかにも影響しますけれども、起債も可能とすれば、その補助金と起債をして建てるということも一つの方法であるように思っているところです。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 高額で町の備品として入れるわけですから、しっかりとその対応をしていただきたいと思いますというのと、あと、スガサワの倉庫がありますよね。スガサワの倉庫も、以前からきちんと整備できているのかということで質問をさせていただいたと思っております。あそこのところもきちんと整備をすれば、半分ぐらいはそういうふうの有効活用ができると思いますので、しっかりと町のそういう設備等も見ながら、一体どういうふうにしたらいいかをしっかりと検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） スガサワ倉庫につきましては、今、様々な課の備品が収められておりますけれども、正直、不必要なものもあるかと思えます。そちらのほうをやはり整理がまず必要だというふうに思っております。

ただ、整理しても、あそこに今回買おうとするものが収まるとはちょっと思えないものですから、やはりいろんな方法を考えていく必要があるというふうに思っているところです。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第52号 財産の取得について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第6、議第53号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第53号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

本議案は、災害発生時における避難所等での応急的な電力需要に備えるため、給電機能を有する車両1台を取得するもので、去る6月9日に指名業者6者による入札を行った結果、大江町大字左沢934番地の10、株式会社西田モータース、代表取締役西田美喜子が落札いたしました。

消費税を含む742万5,000円で物品納入契約を締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案をさせていただくものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたしますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第53号についてご説明いたします。

この議案も同様に、地域未来交付金を活用した財産の取得で、令和7年度からの繰越事業になります。

資料3をご覧ください。

購入しようとする車両は三菱のアウトランダーで、最大1,500ワットまでの発電機能を備えています。ふだんは危機管理系の指令車として使用しますが、コンセントが2口あります

ので、有事の際には避難所での携帯電話の充電などが可能になります。

なお、主な取付け品として、赤色警光灯やサイレンアンプ、無線設備等を装備する必要があることから、納入期限を令和9年2月10日としておりますが、できるだけ年内の納入が実現するよう調整をしているところです。

契約相手方の株式会社西田モータースとは、令和8年6月22日付で仮契約を締結しております。

詳細説明は以上になります。

○議長（宇津江雅人君） 議第53号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第53号 財産の取得について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（宇津江雅人君） 以上で本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和8年第3回大江町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 8 年 8 月 10 日

議 長 宇津江 雅 人

署 名 議 員 廣 野 秀 樹

署 名 議 員 菊 地 英 幸